【事案２】

問合せ先		福祉局障がい者施策部運営指導課（06-6241-6506）
対象事業所	運営法人	一般社団法人絆（代表理事　細川　智之）
	事業所名称	ショートステイ晴る家
	所在地	大阪市平野区長吉長原東三丁目 13 番 22 号
	サービス種別及び指定日	障害者総合支援法による事業 　短期入所（単独型）：平成 26 年３月１日指定
処分内容及び処分理由	処分内容	指定の一部効力の停止３か月 （令和８年 11 月１日から令和９年１月 31 日までの間） 　新規利用者の受入れ停止 　報酬請求額を所定額の７割に制限（30 パーセント減額）
	処分理由	令和５年から令和８年６月まで、３年間の長期にわたり、５名の利用者に対し、重大な人格尊重義務違反があった。
経済上の措置		なし